



第23回 定時株主総会招集ご通知

開催日時	2023年6月29日(木曜日) 午前10時受付開始:午前9時
開催場所	横浜市鶴見区鶴見中央二丁目5番5号当社本店会議室(8階)
議案及び	第1号議案 剰余金の処分の件

参考事項 第2号議案 取締役6名選任の件 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

第23回定時株主総会招集ご通知	1
朱主総会参考書類	5
添付書類) 事業報告······	13
車結計算書類	35

目

次

横浜市鶴見区鶴見中央二丁目5番5号

株式会社エーアンドエーマテリアル

取締役社長 巻野 徹

第23回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第23回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト https://www.aa-material.co.jp



また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所(東証)のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)

https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show



(上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「エーアンドエーマテリアル」又は「コード」に当社証券コード「5391」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、書面(郵送)又はインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年6月28日(水曜日)午後5時50分までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

[書面(郵送)による議決権行使の場合]

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

[インターネット等による議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト(https://soukai.mizuho-tb.co.jp/)にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

インターネット等による議決権行使に際しましては、後記の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認くださいますようお願い申し上げます。

敬具

	<u></u>
1日時	2023年6月29日(木曜日)午前10時(受付開始:午前9時)
2 場 所	横浜市鶴見区鶴見中央二丁目5番5号 当社本店会議室(8階)
3 会議の目的事項	 報告事項 1. 第23期(2022年4月1日から2023年3月31日まで) 事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書 類監査結果報告の件 2. 第23期(2022年4月1日から2023年3月31日まで) 計算書類の内容報告の件
	決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役6名選任の件 第3号議案 補欠監査役1名選任の件
■ 招集にあたっての決定 事項	(1)書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。(2)インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。(3)書面(郵送)及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

≣7

以上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、本招集ご 通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条第2項の規定に基づき、当該書面には記載しておりません。
 - ①連結計算書類の「連結注記表」
 - ②計算書類の「個別注記表」

なお、監査役及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類には、本招集ご通知の添付書類に記載のもののほか、当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトに掲載しております連結注記表及び個別注記表も含まれております。

- 電子提供措置事項の内容につきまして、株主総会前日までに修正が生じた場合は、1頁に記載の各ウェブサイトに修正した 旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。
- 今後の新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況により、本定時株主総会につきまして感染予防のための措置を講じる場合がございますので、予めご了承くださいますようお願い申し上げます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。

後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付 にご提出ください。

日時

2023年**6**月**29**日(木曜日) **午前10時**(受付開始:午前9時)



書面(郵送)で議決権 を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する 賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2023年6月28日 (水曜日) 午後5時50分到着分まで



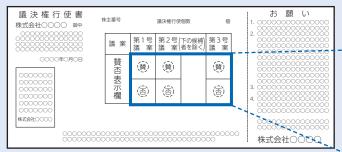
インターネット等で議決権 を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛 否をご入力ください。

行使期限

2023年6月28日 (水曜日) 午後5時50分入力完了分まで

議決権行使書のご記入方法



第2号議案について

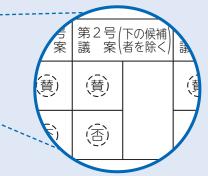
全員賛成の場合→賛に○印

全員反対の場合→否に○印

一部候補者に反対の場合 → 賛 に○印をし、反対する候補者番号を隣の空欄に記入

※議決権行使書用紙はイメージです。

こちらに各議案の賛否を ご記入ください。



インターネット等による議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使 ウェブサイトにログインすることができます。

議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



- ※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回のみ。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが PC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の 「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、 再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイト へ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使 https://soukai.mizuho-tb.co.jp/ ウェブサイト

議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



議決権行使書用紙に記載された 「議決権行使コード」をご入力ください。



議決権行使書用紙に記載された [パスワード] をご入力ください。



4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネット等による議決権行使で パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法等が ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル **600** 0120-768-524

(受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案

剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、健全な企業活動による利益の確保と拡大を目指し、安定した収益に基づきその一部を配当として株主の皆様に還元することを基本方針とし、連結配当性向30%を目安として業績に応じた継続的かつ安定的な配当を実施することとしております。

本方針に基づき、当期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案し、次のとおりといたしたいと存じます。

配当財産の種類

余銭

株主に対する配当財産の割当てに関する事項 及びその総額

当社普通株式1株につき金 25円

配当総額 193,968,300円

(注) なお、中間配当金として20円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株当たり45円となります。

剰余金の配当が効力を生ずる日

2023年6月30日(金曜日)

第2号議案

取締役6名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員6名が任期満了となりますので、これに伴い、取締役6名の選任をお願いするものであります。

なお、取締役候補者の選定にあたっては、社外取締役を過半数とし、委員長を社外取締役とする指名報酬諮問委員会による審議、取締役会への答申を経ております。

取締役候補者は次のとおりです。

候補者番号		氏	名		現在の地位及び担当等	属性
1	** 答	。 野		微	代表取締役社長 経営全般 指名報酬諮問委員会委員	再任
2	新	か わ 	篤	志	取締役副社長執行役員 社長補佐、総務部、法務部、経理部、 経営企画部、情報システム部 管掌	再任
3	†	E	t t	<u>ر</u> ک	執行役員 内部統制・リスクマネジメント本部長	新任
4	高	原	か ず 	☆	執行役員 建材事業本部北海道支店長	新任
5	^た	倉	しげ 榮	美	取締役 指名報酬諮問委員会委員長 弁護士 田倉法律事務所	再任 社外 独立
6	東	»·· 海	秀	樹	取締役 指名報酬諮問委員会委員 税理士 東海秀樹税理士事務所 ミニストップ株式会社 社外監査役 新日本空調株式会社 社外取締役 監査等委員 大日本コンサルタント株式会社 社外監査役	再任 社外 独立
戻補者の属性 						

再任 再任取締役

新任 新任取締役

社外 社外取締役

独立 証券取引所等の定めに基づく独立役員

候補者番号

1

巻野

はおる

(1956年1月14日生)

所有する当社の株式数······· 28,100株 取締役会出席状況····· 16/16回

再任

[略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況]

1979年 4 月 秩父セメント株式会社入社

1998年10月 太平洋セメント株式会社関連企業部

2001年11月 株式会社エーアンドエーマテリアル総合企画部長 2008年4月 株式会社デイ・シイ執行役員セメント事業本部

党業部長

2011年 4 月 太平洋セメント株式会社関連事業部長

2012年 4 月 当社顧問

2012年 6 月 当社取締役専務執行役員 2015年 6 月 **当社代表取締役社長(現任)**

取締役候補者とした理由

巻野徹氏は、2015年に代表取締役に就任して以来、当社グループの経営全般に携わり、各事業の特性及び事業戦略に精通しております。その豊富な経験と知見、経営に対する見識を活かし、重要な意思決定及び業務執行にあたることで、当社グループの更なる企業価値向上につながる適切な人材であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号

2

新川篤志

(1958年6月23日生)

所有する当社の株式数··············· 11,700株 取締役会出席状況················ 16/16回

再任

[略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況]

1982年 4 月	朝日石綿工業株式会社入社	2017年 6 月	当社取締役執行役員建材事業本部副本部長、
2007年 4 月	株式会社エーアンドエーマテリアル		建材営業部長
	企画管理部長	2018年 4 月	当社取締役執行役員建材事業本部長
2008年10月	当社経営企画部副部長	2018年 6 月	当社取締役常務執行役員建材事業本部長
2009年 4 月	当社総務部副部長	2019年 6 月	当社取締役専務執行役員建材事業本部長、
2010年8月	当社総務部長		事業推進本部長
2012年 4 月	当社北海道支店長	2020年 4 月	当社取締役専務執行役員事業推進本部長
2014年 4 月	当社執行役員	2020年10月	当社取締役専務執行役員
2015年 6 月	当社取締役執行役員	2022年 6 月	当社取締役副社長執行役員(現任)

取締役候補者とした理由

新川篤志氏は、経営企画、総務、経理をはじめ、取締役に就任してからも営業部門を統括する等、多角的な 視点で経営戦略に関わり、企業体質の改善・強化を図ってまいりました。当社グループ事業全般において、 適切な判断力・決断力を発揮しており、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者とし ております。 候補者番号

3





(1963年3月22日生)

所有する当社の株式数………… 3,100株

新任

[略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況]

1987年 4 月 浅野スレート株式会社入社

2016年6月 関東浅野パイプ株式会社代表取締役社長 2017年4月 株式会社エーアンドエー大阪代表取締役社長 2019年4月 株式会社エーアンドエーマテリアル執行役員、

株式会社エーアンドエー茨城代表取締役社長 2021年7月 **当社執行役員内部統制・リスクマネジメント本**

部長(現任)

取締役候補者とした理由

大島武人氏は、長年にわたり生産部門全般に携わり、生産子会社の代表取締役社長を歴任し、様々な改善に取り組んでまいりました。また、内部統制・リスクマネジメント部門を統括する等、当社グループガバナンスを強化した実績もあり、豊富な経験と知見を有しております。当社グループの持続的な成長を目指すにあたり適任であると判断したため、新たに取締役候補者としております。

候補者番号

4





(1965年3月12日生)

所有する当社の株式数……… 4.700株

当社執行役員北海道支店長 (現任)

2021年 4 月 当社執行役員総務部長、法務部長

新任

[略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況]

1988年 4 月 株式会社アスク入社

2009年 4 月 株式会社エーアンドエー茨城代表取締役社長 2013年 4 月 株式会社エーアンドエー大阪代表取締役社長

2015年10月 株式会社エーアンドエーマテリアル経営企画

部長

2018年 4 月 当社総務部長、事業推進本部 IoT推進部長

2019年 4 月 当社執行役員

取締役候補者とした理由

高原一登氏は、生産管理並びに品質改善に長年携わり、建材部門の業績向上に貢献してまいりました。また、経営企画、総務、法務の職務に従事し、グループ戦略及び企業体質の強化に取り組んでおり、豊富な経験と知見を有しております。更なる当社グループの成長と発展を牽引するにあたり適任であると判断したため、新たに取締役候補者としております。

2021年7月

候補者番号

しげ *t*-**榮美** (1954年2月15日生)

所有する当社の株式数………… 3.100株 取締役会出席状況………… 16/16回

再任 社 外

独立

[略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況]

1981年4月 弁護士登録

田倉法律事務所開設(現在に至る) 1984年 4 月 1997年6月 株式会社アスク社外監査役 2013年4月 青山学院大学法務研究科特仟教授

2015年6月

株式会社エーアンドエーマテリアル社外取締役

(現任)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

田倉榮美氏は、直接会社経営に関与したことはありませんが、長年にわたる弁護士として培われた経験と知 見を有し、当社の社外取締役としての業務執行に対する監督等、適切な役割を果たしております。また、指 名報酬諮問委員会の委員長として指名報酬に関する有益な意見を述べ、議論を主導していただきました。独 立した客観的・中立的な立場で当社グループの企業体質を強めるため、引き続き社外取締役候補者としてお ります。

候補者番号



とう かい

(1954年1月18日生)

所有する当社の株式数……… 5,500株 取締役会出席状況………… 16/16回

再任

[略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況] 1972年4月 東京国税局入局 気仙沼税務署長

社 外

独立

2008年7月 国税庁長官官房主任監察官 2011年7月 柏税務署長

2012年7月

2007年7月

東京国税局調査第三部次長 2013年7月 芝税務署長

2014年8月 税理十登録

2014年8月 東海秀樹税理士事務所開設(現在に至る) 2015年 5 月 ミニストップ株式会社社外監査役 (現任) 2018年6月 株式会社エーアンドエーマテリアル社外取締役

(現任)

2019年6月 新日本空調株式会社社外監査役 2020年6月 新日本空調株式会社社外取締役監査等委員

2020年9月 大日本コンサルタント株式会社社外取締役

監査等委員

2021年9月 大日本コンサルタント株式会社社外監査役 (現任)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

東海秀樹氏は、直接会社経営に関与したことはありませんが、国税局での豊富な経験を持った税理士として 企業税務に精通していることに加え、会計について専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言 等を行っており、また、指名報酬諮問委員会の委員として、有益な意見を述べていただきました。独立した 客観的・中立的な立場で監督体制を強化していただけることを期待し、引き続き社外取締役候補者としてお ります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 - 2. 各再任候補者の現在の当社における担当につきましては、事業報告の「会社役員に関する事項」をご参照ください。
 - 3. 円倉榮美氏は社外取締役候補者であります。

田倉榮美氏は、株式会社アスク(現 株式会社エーアンドエーマテリアル)の社外監査役に1997年6月から2000年6月まで就任しておりましたが、退任後10年以上が経過しており、退任後、当社の特定関係事業者の業務執行者または役員の地位を有しておりません。また、同氏が当社の社外取締役に就任してからの年数(本定時株主総会終結の時まで)は、8年であります。なお、同氏につきましては東京証券取引所に対し、同取引所の定める独立役員として届け出ております。

4. 東海秀樹氏は社外取締役候補者であります。

東海秀樹氏は当社の顧問税理士として、2014年9月から2018年3月まで委嘱契約を締結しておりましたが、その後は、当社の特定関係事業者の業務 執行者または役員の地位を有しておりません。また、同氏が当社の社外取締役に就任してからの年数(本定時株主総会終結の時まで)は、5年であり ます。なお、同氏につきましては東京証券取引所に対し、同取引所の定める独立役員として届け出ております。

- 5. 社外取締役候補者の社外取締役としての独立性について
 - (1) 田倉榮美氏及び東海秀樹氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
 - (2) 田倉榮美氏及び東海秀樹氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者ではありません。
 - (3) 田倉榮美氏及び東海秀樹氏は、過去10年間に当社の特定関係事業者の業務執行者または役員となったことはありません。
- 6. 社外取締役との責任限定契約について

当社は、田倉榮美氏及び東海秀樹氏との間で責任限定契約を締結しており、両氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。その契約の概要は次のとおりであります。

- (1) 社外取締役が任務を怠ったことによって当社に対する損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- (2) 上記の重大な責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。
- 7. 役員等賠償責任保険契約について

当社は、当社及び会社法上の子会社すべての取締役、監査役、執行役員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害を補填することとしております。各候補者の選任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者となる予定であります。また、当該保険契約の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議の上、更新する予定であります。

(ご参考) 取締役候補者のスキル・マトリックス

]	取締役候補者が特に有する専門性・経験					14. A +DTIII		
					経営戦略	生産・技術・ 研究	営業・販売	財務・会計	法務・リスク マネジメント	人材開発	指名報酬諮問委員会
巻	野		徹		0		0	0		0	0
新	JII	篤	志		0			0	0	0	
大	島	武	人		0	0			0		
髙	原	_	登		0	0	0				
⊞	倉	榮	美	(社外)	0				0		0
東	海	秀	樹	(社外)	0			0			0

[※]各人の有する全ての知見や経験を表すものではありません。 ※指名報酬諮問委員会の◎は委員長、○は委員を示しております。

第3号議案

補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。 なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は次のとおりです。

(1967年3月13日生)

所有する当社の株式数………………

一株

新仟

[略歴、地位及び重要な兼職の状況]

社 外

1993年4月 日本セメント株式会社入社 同社佐伯工場総務課 1995年 5 月 2000年11月 太平洋ヤメント株式会社広報室 2004年4月 同計 I R 広報部 同社総務部IR広報グループ 2009年5月

同社経営企画部経営企画グループ 2011年4月 2015年7月 同社建材事業部事業管理グループ

同社建材事業部事業管理グループリーダー 2016年4月

2017年6月

旭コンクリート工業株式会社監査役(現任) 2021年6月 太平洋マテリアル株式会社取締役(現任) 2021年9月

太平洋セメント株式会社

建材事業部事業企画グループリーダー 兼海外事業本部企画部企画調査グループ

秩父コンクリート工業株式会社監査役(現任)

(現任)

補欠の計外監査役候補者とした理由

曽我鉄山氏は、過去に社外役員となること以外の方法で、直接会社経営に関与したことはありませんが、太 平洋セメント株式会社における総務・広報、企画及び建材事業に関する豊富な経験や知見を有することか ら、補欠の社外監査役として適任であると判断し、新たに選任をお願いするものです。

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 - 2. 曽我鉄山氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
 - 3. 補欠監査役候補者の社外監査役としての独立性について
 - (1) 曽我鉄山氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこと もありません。
 - (2) 曽我鉄山氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者ではありません。
 - (3) 曽我鉄川氏は、過去10年間に当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員となったことはありません。
 - 4. 監査役との責任限定契約について

当社は、補欠監査役候補者である曽我鉄山氏の選任をご承認いただき、その任期中に法令で定める監査役の員数を欠くことにより、同氏が 監査役に就任した場合は、当社と同氏の間で責任限定契約を締結する予定であります。 その契約の概要は次のとおりであります。

- (1) 監査役が任務を怠ったことによって当社に対する損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度 として、その責任を負う。
- (2) 上記の重大な責任限定が認められるのは、当該監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限る ものとする。
- 5. 役員等賠償責任保険契約について

当社は、当社及び会社法上の子会社のすべての取締役、監査役、執行役員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締 結しており、被保険者が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害を補填することとしております。補欠監査役候補者である 曽我鉄山氏の選任をご承認いただき、その任期中に法令で定める監査役の員数を欠くことにより、同氏が監査役に就任した場合は、当該保 険契約の被保険者となる予定であります。また、当該保険契約の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議の 上、更新する予定であります。

以上

(添付書類)

事業報告 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症による社会活動の制約が、拡大防止策の取組みやワクチン接種の普及により緩和され、正常化に向けた動きが見受けられたものの、ロシア・ウクライナ情勢の長期化や海外経済の減速、資源価格の高騰等、国内外の経済環境は不安定な状態が続きました。

当社グループの主な事業領域である建設・建材業界では、民間企業の設備投資意欲の高まりにより持ち直しの動きが見られておりますが、施工員不足が解消されない状況が続いており建設需要拡大の足かせとなりました。

工業製品・エンジニアリング事業領域では、原材料や燃料の価格高騰や供給制約、円安等による景気の下振れリスクが大きく、回復基調にあった設備投資の勢いも減速傾向となりました。

このような環境の下、当連結会計年度の売上高は工事全体売上高20,781百万円を含み39,200百万円(前期比9.1%増収)、営業利益1,489百万円(前期比3.4%増益)、経常利益1,453百万円(前期比7.0%減益)、親会社株主に帰属する当期純利益931百万円(前期比2.8%減益)となりました。

	第22期 (2021年度)	第23期 (当連結会計年度) (2022年度)	前連結会計年度比
	金額 (百万円)	金額(百万円)	増減率
売上高	35,923	39,200	9.1%増
営業利益	1,440	1,489	3.4%増
経常利益	1,563	1,453	7.0%減
親会社株主に帰属する当期純利益	958	931	2.8%減

セグメント別の経営成績は以下のとおりであります。

建設・建材事業

売上高 16.369百万円

(前連結会計年度比 3.4%增)

材料販売につきましては、新型コロナウイルス感染症の流行により制約を受けてい た経済活動が正常化に向かう動きがみられましたが、世界的な資源価格の上昇に加 え、円安の進行が広範な物価上昇をもたらし、建設需要は伸び悩んだ1年となりまし た。また、台湾を中心としたけい酸カルシウム板の輸出は、インフレによる物価上 昇、対中関係の悪化などの要因により低調に推移いたしました。国内外合わせた販売 数量は前年に対し減少しましたが、原燃料価格高騰の対策として前期より取り組んで きた価格改定により、売上高はほぼ横ばいの結果となりました。また、高付加価値品 である化粧板(ステンドシリーズ)は医療、薬品分野を中心に販売数量、売上高とも に増加いたしました。また、施工時間を短縮し廃棄物低減となるテープのみの工法 「ステンドSpeed工法」に加え、昨年11月に販売開始した抗菌・抗ウイルス加工 を施し特殊仕上げで金属痕跡を防ぐ新製品「ステンド#400MB Vガード」は、着実に 市場での認知を広めております。

材料販売全体の売上高は10.552百万円(前期比3.2%減収)となりました。

工事につきましては、再開発案件を中心に大型物件が順次稼働開始となりました が、全国的に鉄骨や外装材の納期遅れが生じ工期遅延が発生しました。また、人件費 及び仕入材料は高騰しましたが、適正価格による工事受注に努め、売上高は増加し利 益確保に貢献いたしました。

丁事販売全体の売上高は5.816百万円(前期比17.8%増収)となりました。 以上の結果、材料販売及び工事を合わせた建設・建材事業全体の売上高は16,369百 万円(前期比3.4%増収)となりました。



工業製品・ エンジニアリング事業

売上高 22.774百万円

(前連結会計年度比

13.7%增)

材料販売につきましては、船舶関連では、国内各造船所での新造船建造はいまだ低 水準にありますが、防熱材や高利益製品の拡販と高騰する資材や輸送費に対して販売 価格への転嫁を図り、売上高は増加しました。保温・築炉関連では、海外のアルミメ ーカーへの営業強化によりアルミ溶融設備向け断熱材「レセパルHS」の販売を伸長 させました。国内の保温工事案件向けの副資材を含めた販売品目の増加もあり、大き く売上高は増加しております。また、今年度重点目標として強化している高断熱・高 耐久の省エネ資材のスペックイン活動も成果を上げてきています。自動車関連は、車 載用半導体不足による供給制約は緩和されつつあり、生産活動は正常化に向かってお りますが、自動車各社の生産調整の影響を受けて売上高は低迷しました。産業機械関 連は、中国景気の減速やサプライチェーンの混乱等のマイナス要因はあったものの、 丁場自動化(FA) 導入への動きは止まらず、丁作機械向けの需要は堅調に推移しまし た。

材料販売全体の売上高は7.809百万円(前期比4.3%増収)となりました。

工事につきましては、プラント建設工事、物流施設外壁断熱パネル工事などの複数 の大型物件が完工となりました。また、資材の高騰や前工程の遅れによる工期短縮や 施工員不足など工事原価アップの要因はありましたが、工事管理を徹底したことによ り収益改善が図れました。

工事販売全体の売上高は14,964百万円(前期比19.3%増収)となりました。 以上の結果、材料販売及び工事を合わせた工業製品・エンジニアリング事業全体の 売上高は22,774百万円(前期比13.7%増収)となりました。



その他 売上高

56百万円

(前連結会計年度比 3.9%增)

不動産賃貸収入につきましては、売上高は56百万円(前期比3.9%増収)となりまし た。



(2) 設備投資等及び資金調達の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額は、898百万円となりました。その主な投資目的としましては、環境・安全対策に加え、効率化、省エネを伴う設備の更新に注力いたしました。

また、これらの設備資金につきましては、自己資金及び借入金をもって充当いたしました。

(3) 対処すべき課題

当社グループは、気候変動への対応、ダイバーシティの推進等を盛り込み新たに制定した「サステナビリティ方針」のもと、時代の求めに応じた環境への配慮、社会との共生、ガバナンスの強化に向けて、中長期CSRビジョン「CSR2030」のレビューを実施し、CSR経営を推進しております。また、2023年度を最終年度とする3ヶ年の中期経営計画「2023中期経営計画」においては、事業とESGへの取り組みの一体化を掲げ、コロナ禍前の水準への業績回復を目指し持続的成長と企業価値の向上に取り組んでおります。

今般、10年後(2033年度)における当社グループのありたい姿を描いた長期経営構想「Vision2033」を策定いたしました。今後は、この「Vision2033」で描いたありたい姿をバックキャスティングした次期中期経営計画を策定し、サステナビリティ課題への取り組みと成長戦略を相乗的に推進しながら事業の拡大と企業価値の更なる向上を目指してまいります。

建設・建材事業におきましては、高機能製品、新製品および新工法の開発を進めてまいります。また、輸出の比率 を高めるため、中国を始めとした海外販路拡大を強化してまいります。

工業製品・エンジニアリング事業におきましては、鳥インフルエンザを防疫する散布型除菌剤「ヨドックス粒」販路開拓を優先して進め、拡販を図ってまいります。また、環境規制に対応したLNG燃料船防熱工法を始め、環境に配慮した新たな製品、技術の開発に取り組んでまいります。

- (4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況 該当事項はありません。
- (5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況 該当事項はありません。

なお、2023年4月1日を効力発生日として、関東浅野パイプ株式会社を吸収合併しております。

(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況 該当事項はありません。

(8) 財産及び損益の状況の推移





(単位:百万円)

経常利益

3.151



親会社株主に帰属する当期純利益(単位:百万円)

総資産/純資産

(単位:百万円)







		第20期 (2019年度)	第21期 (2020年度)	第22期 (2021年度)	第23期 (当連結会計年度) (2022年度)
売上高	(百万円)	42,761	37,204	35,923	39,200
営業利益	(百万円)	3,181	1,470	1,440	1,489
経常利益	(百万円)	3,151	1,578	1,563	1,453
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	1,992	727	958	931
1株当たり当期純利益	(円)	261.22	95.35	125.37	121.76
総資産	(百万円)	39,468	38,203	36,231	38,179
純資産	(百万円)	14,236	15,092	15,676	16,501
1株当たり純資産	(円)	1,866.41	1,977.60	2,048.89	2,156.70

- (注) 1. 「1株当たり当期純利益」は、期中平均発行済株式総数(自己株式を除く。)に基づき算出したものであります。
 - 2. 「1株当たり純資産」は、期末発行済株式総数(自己株式を除く。)に基づき算出したものであります。
 - 3. 業績連動型株式報酬制度「株式給付信託 (BBT) 」を導入しており、株主資本に自己株式として計上されている「株式給付信託 (BBT) 」に 残存する自社の株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。 1 株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は前連結会計年度113,662株、当連結会計年度107,600株であります。
 - 4. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第22期連結会計年度の期首から適用しており、第22期連結会計年度以降の連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(9) 重要な親会社及び子会社の状況

1) 親会社との関係

該当する親会社はありません。

2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社の議決権比率 (%)	主要な事業内容
アスク・サンシンエンジニアリング株式会社	450	100.00	保温保冷工事の請負
株式会社アスクテクニカ	400	100.00	摩擦材・シール材の製造、販売
エーアンドエー工事株式会社	400	100.00	各種建築工事の請負
関東浅野パイプ株式会社	200	100.00	耐火二層管の製造
朝日珪酸工業株式会社	160	100.00	保温断熱材の製造
株式会社エーアンドエー茨城	50	100.00	各種窯業系建材の製造
株式会社エーアンドエー大阪	50	100.00	各種窯業系建材の製造
アスク沖縄株式会社	20	100.00 (90.00)	保温保冷工事の請負
アスクテクニカインドネシア	2,441(±USF*11)	99.95 (99.95)	摩擦材の製造、販売

⁽注) 1. 当社の連結子会社は9社であります。

3) その他の重要な会社

会社名	資本金 (百万円)	当社の議決権比率 (%)	事業上の関係
太平洋セメント株式会社	86,174	0.00	主要原料のセメントを購入しています。 (同社の当社に対する議決権比率は42.58%であります。)

4) 事業年度末日における特定完全子会社の状況

名称	住所	帳簿価額の合計額 (百万円)	当社の総資産額 (百万円)
株式会社エーアンドエー大阪	大阪府高槻市今城町25番3号	8,143	29,253

^{2.} 議決権比率の()内は、間接所有割合を内書しております。

^{3.} 当社は2023年4月1日を効力発生日として、関東浅野パイプ株式会社を吸収合併しております。

(10) 主要な事業内容

建設・建材事業部門	 不燃建築材料の製造、販売及び工事の設計、施工(ボード類)、鉄骨耐 火被覆工事の設計、施工
工業製品・エンジニアリング事業部門	不燃紡織品、摩擦材・シール材、保温保冷断熱材、船舶用資材、防音 材、伸縮継手ほか各種工業用材料・機器の製造、販売 保温、保冷、空調、断熱、防音、耐火工事の設計、施工
その他	不動産賃貸

(11) 主要な営業所及び工場

1) 当社

本社	横浜市鶴見区鶴見中央二丁目5番5号		
支店	北海道支店、東北支店、関東支店、中部支店、関西支店、中四国支店、九州支店		
工場	滋賀工場		

2) 連結子会社

会社名	所在地
アスク・サンシンエンジニアリング株式会社	神奈川県横浜市鶴見区
株式会社アスクテクニカ	山梨県西八代郡市川三郷町
エーアンドエー工事株式会社	神奈川県横浜市鶴見区
関東浅野パイプ株式会社	埼玉県熊谷市
朝日珪酸工業株式会社	大分県大分市
株式会社エーアンドエー茨城	茨城県筑西市
株式会社エーアンドエー大阪	大阪府高槻市
アスク沖縄株式会社	沖縄県那覇市
アスクテクニカインドネシア	インドネシア カラワン

(12) 従業員の状況

従業員数	前期末比增減
857名	14名減

⁽注)上記の従業員には出向者3名、臨時従業員180名(契約社員101名、臨時社員60名、パートタイマー及びアルバイト19名)及び派遣社員62名を含んでおりません。

(13) 主要な借入先

借入先	借入額 (百万円)
株式会社みずほ銀行	2,600
株式会社三井住友銀行	2,000
株式会社横浜銀行	1,700

2 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 30,000,000株

(2) 発行済株式の総数 7,758,732株 (自己株式19,268株を除く。)

(3) 株主数 6,069名

(4) 大株主及びその持株数

#+ -> 	当社への出資状況		
株主名 	持株数 (百株)	持株比率 (%)	
太平洋セメント株式会社	32,915	42.42	
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	3,211	4.13	
	3,152	4.06	
明治安田生命保険相互会社	2,313	2.98	
株式会社三井住友銀行	1,884	2.42	
MSIP CLIENT SECURITIES	1,173	1.51	
エーアンドエーマテリアル社員持株会	1,133	1.46	
株式会社日本カストディ銀行(信託E□)	1,076	1.38	
株式会社日本カストディ銀行(信託□4)	992	1.27	
INTERACTIVE BROKERS LLC	941	1.21	

⁽注) 持株比率は、自己株式(19,268株)を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

該当事項はありません。

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2023年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況	
代表取締役社長	巻野 徹	経営全般 指名報酬諮問委員会委員	
取締役副社長執行役員	新川 篤志	社長補佐、総務部、法務部、経理部、経営企画部、情報システム部 管掌	
取締役専務執行役員	弟子丸茂明	建材事業本部長	
取締役執行役員	太見健志	工業製品事業本部長	
取締役	田倉、榮美	指名報酬諮問委員会委員長 弁護士 田倉法律事務所	
取締役	東海 秀樹	指名報酬諮問委員会委員 税理士 東海秀樹税理士事務所 ミニストップ株式会社 社外監査役 新日本空調株式会社 社外取締役 監査等委員 大日本コンサルタント株式会社 社外監査役	
常勤監査役	毛利 裕		
常勤監査役	中村 宏之		
監査役	大園 浩一	太平洋セメント株式会社 建材事業部長 太平洋プレコン工業株式会社 取締役 太平洋フィナンシャル・アンド・アカウンティング株式会社 取締役 小野田ケミコ株式会社 監査役	

(注) 1. 2022年6月29日付で取締役の担当等に一部変更があり、次のとおりとなりました。 取締役副社長執行役員 新川 篤志 社長補佐、総務部、法務部、経理部、経営企画部、情報システム部 管掌

2. 2023年4月1日付で新たに下記4名が執行役員に選任され、就任いたしました。

執行役員	稲田 豊	技術開発研究所 管掌、工業製品事業本部工業製品営業部新規事業 担当、
		内部統制・リスクマネジメント本部知的財産部 担当
執行役員	皆広 兆軒	資材・物流部 管掌、建材事業本部副本部長、生産部長、生産グループリーダー、
		建材事業本部建材生産部長、工業製品事業本部工業製品生産部副部長
執行役員	國本 正臣	工業製品事業本部副本部長、朝日珪酸工業株式会社 代表取締役社長、工場長
執行役員	市川 智司	建材事業本部関東支店長、工業製品事業本部本部長付

- 3. 常勤監査役毛利裕及び監査役大園浩一の両氏は、社外監査役であります。
- 4. 社外取締役用倉榮美及び東海秀樹、常勤監査役手利裕の3氏は、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
- 5. 監査役大園浩一氏は、研究開発、環境事業における豊富な経験に加え、他社での社外取締役、社外監査役の職務に従事される等、財務及び会計に関する知見を有するものであります。
- 6. 法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、2022年6月29日開催の第22回定時株主総会において、市川勝俊氏が補欠監査役として選任されました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役田倉榮美及び東海秀樹の両氏、常勤監査役毛利裕及び中村宏之の両氏、監査役大園浩一氏は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負う旨の責任限定契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び会社法上の子会社のすべての取締役、監査役、執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約は保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害(法律上の損害賠償金、争訟費用等)に対して、保険金が支払われます。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、免責事項としております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の額

1) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月10日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議し、2021年12月20日開催の取締役会において、当該決定方針の内容を一部改定(取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関し、取締役会の諮問機関として、社外取締役を過半数とし、委員長を社外取締役とする指名報酬諮問委員会により、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、各期の業績、貢献度、目標達成度等を総合的に勘案し、審議、取締役会への答申を経て決定することに変更)しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

改定後の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

①基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、取締役の報酬は、基本報酬(月額報酬)と、会社業績に連動する業績連動型株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

②基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

③業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の業績連動報酬については、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT)」を導入し、業績連動指標は引き続き営業利益とする。取締役の役位ごとに設定したウェイトを用いて業績達成度に応じたポイントを制度対象者に毎期付与し、取締役退任時に累積ポイントに基づく株式給付、金銭給付を行う制度設計を継続する。

なお、社外取締役については、業績連動型株式報酬制度は採用しないこととする。

④金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

当社の取締役の種類別の報酬割合については、特に定めないこととする。

⑤取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

当社の取締役の個人別の報酬額については、取締役会の諮問機関として、社外取締役を過半数とし、委員長を社外取締役とする指名報酬諮問委員会により、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、各期の業績、貢献度、目標達成度等を総合的に勘案し、審議、取締役会への答申を経て、取締役会により委任された代表取締役社長券野徹が決定することとする。

2) 当事業年度に係る報酬等

区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる
と ガ	(百万円)	基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	役員の員数 (名)
取締役 (うち社外取締役)	142 (26)	142 (26)	(-)	_ (-)	6 (2)
監査役 (うち社外監査役)	40 (20)	40 (20)	(-)	_ (-)	3 (2)
- 合 計 (うち社外役員)	182 (47)	182 (47)	(-)	_ (-)	9 (4)

- (注) 1. 当社は、使用人兼務取締役の使用人相当額は支払っておりません。
 - 2. 当社の取締役の業績連動報酬については、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT)」を導入し、業績連動指標は営業利益としております。業績連動報酬等の算定の基礎やその他の事項に関しては、「1)役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。なお、社外取締役については、業績連動型株式報酬制度は採用しないこととしております。
 - 3. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は、「1)役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。
 - 4. 取締役の金銭報酬の額は、1991年6月27日開催の第117回定時株主総会において月額18百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、13名です。また、金銭報酬とは別枠で、2021年6月29日開催の第21回定時株主総会において、株式報酬として対象役員に給付されるポイントは、1事業年度当たり38,738ポイント以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役(社外取締役を除く)の員数は、4名です。
 - 5. 監査役の金銭報酬の額は、1993年6月29日開催の第119回定時株主総会において月額5百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。
 - 6. 取締役会は、代表取締役社長巻野徹に対し、各取締役の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績 等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任され た内容の決定にあたっては、事前に指名報酬諮問委員会にその妥当性等について確認しております。

(5) 社外役員に関する事項

1) 他の法人等の兼職状況(他の法人等の業務執行者である場合)及び当社と当該他の法人等との関係

- ①取締役田倉榮美氏は、田倉法律事務所の代表弁護士であります。なお、当社と同法律事務所の間には特別の関係はありません。
- ②取締役東海秀樹氏は、東海秀樹税理士事務所の税理士であります。なお、当社と同税理士事務所の間には特別 の関係はありません。
- ③監査役大園浩一氏は、太平洋セメント株式会社の建材事業部長を兼職しております。なお、太平洋セメント株式会社は当社の大株主であるとともに、主要原料のセメントの購入先であります。

2) 他の法人等の社外役員等の兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ①取締役東海秀樹氏は、ミニストップ株式会社の社外監査役、新日本空調株式会社の社外取締役 監査等委員、大日本コンサルタント株式会社の社外監査役であります。なお、当社とそれぞれの会社との間には特別の関係はありません。
- ②監査役大園浩一氏は、太平洋プレコン工業株式会社の取締役、太平洋フィナンシャル・アンド・アカウンティング株式会社の取締役、小野田ケミコ株式会社の監査役であります。なお、当社とそれぞれの会社との間には特別の関係はありません。

3) 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 田倉 榮美	当事業年度に開催された取締役会16回の全でに出席いたしました。 弁護士としての豊富な経験と知見に基づき、主に法律について専門的な観点から監督、 助言を行う等、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしており ます。
社外取締役 東海 秀樹	当事業年度に開催された取締役会16回の全てに出席いたしました。 税理士としての豊富な経験と知見に基づき、主に企業税務及び会計について専門的な観点から監督、助言等を行う等、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外監査役 毛利 裕	当事業年度に開催された取締役会16回の全てに、また、監査役会14回の全てに出席いたしました。 金融機関での業務経験に加え、他社の常勤監査役や企業経営に携わった豊富な経験と知見に基づき、主にガバナンス体制の強化等の観点から有益な発言を行っております。
社外監査役 大園 浩一	当事業年度に開催された取締役会16回の全てに、また、監査役会14回の全てに出席いたしました。 他社での社外取締役、社外監査役の職務に従事される等、財務及び会計に関する豊富な経験と知見に基づき、主にコンプライアンス遵守等の観点から有益な発言を行っております。

4 会計監査人の状況

(1) 名称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額 (百万円)
①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	45
②当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	45

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておりませんので、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。
 - 2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前事業年度の監査計画と実績の比較、監査時間及び報酬額の推移を確認したうえ、当事業年度の監査予定時間及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人と同一のネットワークに属しているEYジャカルタに対して、移転価格税制に関する手続業務に基づく報酬を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、当社都合の場合のほか、当該会計監査人が、会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合、また公序良俗に反する行為があったと判断した場合、その他、会計監査人の監査品質、品質管理、独立性、能力等を総合的に勘案して監査遂行には不十分であると判断した場合は、監査役会の決定により、会計監査人の解任または不再任に関する議題を株主総会に提案いたします。

5 会社の体制及び方針

- (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他の業務の 適正を確保するための体制
 - 1) 内部統制システムに関する取締役会の責務と取締役及び執行役員の基本的義務
 - ①当社の取締役会は、業務執行の適正を確保するための体制の構築について決議し、内部統制システムに関する 取締役及び執行役員の職務の執行を監督する。
 - ②当社の取締役及び執行役員は、取締役会の決議に従い内部統制システムの構築、整備、運用に関する役割と責任を負う。
 - ③当社の取締役または執行役員は、取締役会において、内部統制システムの構築、整備、運用状況について年2回(中間、最終報告)の報告を行う。
 - 2) 当社グループの取締役、執行役員及び従業員の職務の執行が法令、定款その他社内規程等に適合することを確保するための体制
 - ①当社は、コンプライアンス、内部統制に係る諸規程を整備のうえ、グループ規約に基づき会社の規模や業態に 応じてこれらを当社子会社に適用し、周知徹底を図る。
 - ②取締役、執行役員及び従業員は、「経営理念」、「行動規範」、「コンプライアンス基本方針」、「コンプライアンス宣言」に沿って行動し、法令、定款その他社内規程等を遵守する。
 - ③取締役、執行役員及び各職位者の職務、権限、責任の範囲を明確にするため、会社の規模や業態に応じて関連 規程を整備し、その周知徹底を図る。
 - ④内部統制の実効を確保し、遵法の徹底を図るための教育、研修体系を整備のうえ、取締役、執行役員及び従業 員がこれを受講し、自己啓発を図る。
 - ⑤内部統制システムを経営と直結させ、一元的に運営、推進していくために、内部統制委員会を設置し、当該委員会を運営する事務局は内部統制部が当たる。
 - ⑥内部統制委員会は、法令、定款、社会通念、社内規程及び企業倫理の遵守を推進する。
 - ②日常業務において、内部統制が実質的に機能するための自主、自立的な内部管理の徹底を図るとともに、内部 監査規程に従い内部統制部による監査を実施する。

- ⑧法務部は、法令、法規に関する遵法の指導、管理を行う。
- ⑨従業員は、法令、定款違反、社内規程違反または社会通念に反する行為などが行われていることを知ったときは、「ヘルプライン制度運用規程」に基づきヘルプライン制度を利用する。ヘルプライン受付窓口責任者(当社の内部統制部長、当社子会社の総務責任者または当該規程にて定める弁護士)は、直ちに、受付内容を内部統制部長に報告し、内部統制部長は、内部統制・リスクマネジメント本部長及び監査役に報告する。報告を受けた内部統制・リスクマネジメント本部長は、当該報告事項を社長に報告する。
- ⑩ヘルプライン制度の主旨の徹底と機能の充実を図り、利用者の保護を図るとともに、利用者は、責任をもって 公正に当該制度を利用する。
- ①経営に重要な影響を与える事項が発生した場合には、当該部署は、直ちに管掌役員または各本部長に報告する。

3) 当社の取締役及び執行役員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①取締役及び執行役員は、取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録、重要な契約書、その他適 正な業務執行を確保するために必要な文書その他の情報を、法令及び「文書管理規程」、「稟議規程」等の社 内規程に基づき作成のうえ、適切に保存する。
- ②取締役、執行役員及び監査役が前記の情報を常時閲覧できるよう管理する。
- ③取締役及び執行役員は、重要な営業秘密、ノウハウ、機密情報や、個人情報ほか法令上保存、管理が要請される情報などが漏洩しないよう管理を徹底させる。
- ④情報の開示は、東京証券取引所の開示ルールに従い適時適正に行う。
- ⑤取締役及び執行役員は、「情報セキュリティ管理規程」、「個人情報保護規程」、「営業秘密管理規程」等の 周知を図り、情報の管理を徹底させる。

4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①当社は、当社グループにおける事業目的の達成に係るリスクを回避し、または、当該リスク発生により生じた 損失の極小化を図るため「リスク管理規程」を定める。
- ②「リスク管理規程」に基づきグループ全体におけるリスクの認識とその共有化およびリスクの分析を行い、リスク発生の未然防止、および顕在化したリスクを極小化するために規程、マニュアル、ルール等を整備し、リスク管理の徹底を図る。

- ③日常業務におけるリスク発生の未然防止のための内部管理の自主的実施とその充実及び徹底を図るとともに、 会社の規模や業態に応じて内部監査及び法務監査体制を強化する。
- ④人命リスク及び経済的リスクが大きい大規模災害、火災等重大事故に対応するため「有事への対応に関する管理規程」を定め、人命を優先し、かつ、地域社会への影響や損害の極小化を考慮した対策を図る。
- ⑤経営に重要な影響を及ぼす虞のある危機が発生した場合は、「危機管理規程」及び「有事への対応に関する管理規程」に基づき、緊急対策本部を設置し、事態への対応を図る。
- ⑥当社は、「与信管理規程」を定め、商取引の安全性を高めて債権の保全を図る。

5) 当社グループの取締役及び執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①当社は、執行役員制度を導入し、経営の意思決定及び監督と業務執行のそれぞれの役割を明確にし、執行役員 に一定領域の業務を委ね、その迅速性と機能性を高める。
- ②当社は、「関係会社管理規程」に基づき当社子会社の管理を行う。
- ③当社は、職務分掌、指揮命令系統、権限及び意思決定その他組織に関する規程を整備し、会社の規模や業態に 応じて当社子会社にこれに準拠した規程を整備させる。
- ④当社は、取締役会を原則として1ヶ月に1回開催し、経営の重要な意思決定及び取締役の業務執行状況の監督を行い、取締役及び執行役員は、取締役会において職務執行状況の報告を行う。
- ⑤当社の取締役、執行役員及び常勤監査役を構成員とする経営会議を原則として毎週開催し、当社グループの重要な業務執行に関する事項を決定するとともに、取締役及び執行役員は、当社グループの重要な業務執行について報告を行う。
- ⑥当社グループは、三事業年度を期間とする当社グループにおける中期経営計画を策定し、事業年度ごとにグループ全体の予算配分等を定め、その実績について評価を行う。
- ⑦日常の職務執行に際しては、「決裁規程」等に基づき権限と責任の委譲を行い、業務を遂行させる。

6) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ①当社は、当社の取締役及び子会社の取締役または子会社を所管する当社の部署の長が出席する会議を定期的に 開催し、当社グループの営業成績、財務状況等重要事項について報告を行う。
- ②当社は、子会社の取締役または子会社を所管する当社の部署の長に対し、経営に重要な影響を与える事項が発生した場合における当該事項の報告を義務づける。

- ③内部統制委員会は、子会社各社に、当社の内部統制システムの整備に関する基本方針の主旨を周知徹底し、子会社の自主性を尊重しつつ、子会社各社に、経営管理の実効性を確保する体制を整備させる。
- ④当社は、当社の内部統制システムの整備に関する基本方針及びグループ規約に基づき整備、改訂される当社の 規程、ルールを参考に会社の規模や業態に応じて子会社の規程、ルールを整備させる。
- ⑤内部統制委員会は、当社グループ全社を網羅するものとし、当社グループに内在する諸問題及び重大なリスクについて、当社グループ全体の利益の観点から協調して審議を行い、可能な限り情報の共有と業務執行の適正を確保することに努める。
- ⑥内部統制部は、「関係会社管理規程」に基づきグループ統制の観点から内部統制指導を行い、必要に応じて監査を行う。

7) 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ①当社グループは、金融商品取引法及び「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について(意見書)」(金融庁)に基づき、「財務報告に係る内部統制基本方針書」を定める。
- ②当社グループは、「財務報告に係る内部統制基本方針書」に基づき財務報告の信頼性を確保することに努める。

8) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人(監査役 スタッフ)に関する事項

- ①当社の監査役スタッフは、内部統制部所属員より選任し兼任させる。
- ②当社は、当社の監査役の職務遂行上、適切な人員を確保する。

9) 監査役スタッフの取締役からの独立性及び監査役スタッフに対する指示の実効性の確保に関する事項

- ①当社の監査役に命じられた業務に関しての監査役スタッフに対する日常の指揮命令権は、当社の監査役にあり、取締役その他の指揮命令を受けない。
- ②監査役スタッフは、当社の監査役が行う監査に必要な調査及び情報収集の権限を有する。
- ③当社の取締役及び執行役員は、監査役スタッフとしての従業員の人事考課、異動等について、当社の監査役と 事前に協議を行う。

10) 当社グループの取締役、執行役員及び従業員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ①当社グループは、当社の監査役の職務執行のため、当社の監査役に対し、経営に重要な影響を与える事項及び 当社グループにおける重要な業務執行について報告を行う。
- ②当社グループの取締役、執行役員及び従業員は、監査役の要求に応じて報告、情報提供を行う。
- ③当社の管掌役員または各本部長は、当社の監査役に対し、重要事項発生報告(当社子会社からの報告を含む。)の内容について報告を行う。
- ④内部統制部長は、当社の監査役に対し、ヘルプライン制度の受付内容(当社子会社の受付内容を含む。) について報告を行う。

11)前記の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

①当社の監査役へ報告を行った当社グループの取締役、執行役員及び従業員に対し、当該報告したことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。

12) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他当該職務の執行について 生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

①当社は、当社の監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払または償還を請求したときは、所定の手続を経たうえで、遅滞なく、当該請求に係る費用または債務を処理する。

13) その他監査役監査の実効性を確保する体制

- ①当社は、当社の監査役が取締役会決議に基づいて整備される内部統制システムに関し、当該取締役会決議の内 容及び取締役が行う内部統制システムの整備状況を監視し検証できる体制を確保する。
- ②当社の監査役は、当社の取締役会に出席するほか、当社の重要な会議に出席し、必要に応じて重要な報告を求めることができる。
- ③代表取締役は、当社の監査役と可能な限り会合を持ち、業務報告とは別に会社運営に関する意見の交換のほか、意思の疎通を図る。

④内部統制部は、当社の監査役に対して監査計画、監査結果等について報告を行うとともに、情報交換、意見交換等連携を図る。

14) 反社会的勢力との関係を遮断し、排除するための体制

- ①当社は、市民生活の秩序や安全を脅かす反社会的勢力、団体などとは一切の関係を持たず、これら勢力からの 不正、不当な要求に対しては、毅然たる態度で拒否する旨を「コンプライアンス基本方針」、「コンプライア ンス宣言」に定め、反社会的勢力を排除し、関係を遮断する。
- ②反社会的勢力に対応する統括部署を総務部とし、関係部署及び外部機関との連携を整備する。
- ③当社グループの取締役、執行役員及び従業員は、反社会的勢力に対して常に注意を払い、何らかの関係を持った場合は統括部署を中心に関係部署及び外部機関と連携し、速やかに関係を解消する。

15) ITの活用

①基幹システムに内部統制を有効に機能させる仕組みを織り込み、日常の業務プロセスにおける I T統制を整備 し、運用の強化を図る。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

1) 法令等遵守(コンプライアンス) に関する取組み

当社は、法規範、倫理規範(社会規範、モラル等)、社内規範(コンプライアンス基本方針、コンプライアンス宣言等)の遵守をすべての取締役、執行役員及び従業員に徹底しております。また、不正行為等の発生を未然に防止するため、当社グループの役員および事業場長を対象とした「役員・事業場長コンプライアンス研修」を実施するとともに、職員については、定期的に開催する内部統制推進会議等において、各規範の遵守状況を確認し、必要に応じて改善及び指導を行いました。さらに、当社グループすべての取締役、執行役員及び従業員がヘルプライン制度を利用できるようにするため、当社グループの社内及び社外にヘルプライン受付窓口を設置しており、ヘルプライン制度の啓発活動に努めました。

2) 職務執行の効率性確保に関する取組み

当社は、原則月1回開催する取締役会のほか経営会議等により、経営に関する重要事項を審議、決裁し、取締役の職務執行に対する必要な監督を行うなど、業務執行の適正及び効率性を確保しました。さらに、当社グループは、「関係会社管理規程」等に基づき、当社グループ全体の管理体制を整備し、内部統制に関連する諸規程の共有化を図っております。

3) 損失危険(リスク)の管理に関する取組み

当社は、リスクマネジメントの目的、体制及び手法を定めた「リスク管理規程」を整備するとともに、リスク対応策を取りまとめた「リスク認識一覧表」を見直しました。

また、内部統制・リスクマネジメント本部を設置し、当社グループのリスクを一元的かつ実効的に管理する体制を構築しております。

4) 財務報告に対する信頼性の確保に関する取組み

当社は、金融商品取引法に基づく財務報告に関する内部統制を構築し、社内規程等に従って運用、実施しています。

また、内部統制部は、財務報告の信頼性を確保するために、当社グループを対象として、監査計画書に基づき内部監査を実施し、監査報告を行うとともに改善及び指導を行いました。

5) 監査役の監査体制

当社では、監査役会を原則月1回開催し、監査に関する重要事項の決定、報告及び意見交換等を行っております。

監査役は、各種会議への出席や重要書類等の閲覧により、監査の実効性を確保しております。監査役スタッフとしては、内部統制部所属員より選任し兼任で配置され、内部監査部門との連携強化が図られております。

また、監査役は、会計監査人及び社外取締役との定期的なコミュニケーションを実施しております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

今後の検討課題といたします。

以上のご報告は、次により記載しております。

^{1.} 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

^{2.} 百株単位の株式数は、百株未満を切捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2023年3月31日現在)

	件3月31日現在)
科目	金額
資産の部	
流動資産	19,006
現金及び預金	2,046
受取手形	1,304
売掛金	3,420
電子記録債権	2,446
完成工事未収入金	3,335
契約資産	2,208
商品及び製品	2,584
仕掛品	153
原材料及び貯蔵品	453
未成工事支出金	28
その他	1,029
貸倒引当金	△3
固定資産	19,172
有形固定資産	17,822
建物及び構築物	1,812
機械装置及び運搬具	2,185
土地	13,335
リース資産	160
建設仮勘定	141
その他	185
無形固定資産	441
投資その他の資産	909
投資有価証券	492
長期貸付金	14
繰延税金資産	136
その他	315

△49

38,179

	(単位・日万円)
科目	金額
負債の部	
流動負債	15,327
支払手形及び買掛金	4,813
短期借入金	7,061
未払費用	1,669
未払法人税等	78
契約負債	193
賞与引当金	397
完成工事補償引当金	17
受注工事損失引当金	28
その他	1,067
固定負債	6,350
長期借入金	55
退職給付に係る負債	2,628
訴訟損失引当金	107
役員株式給付引当金	61
繰延税金負債	2,162
再評価に係る繰延税金負債	207
リース債務	153
その他	974
負債合計	21,677
純資産の部	
株主資本	16,050
資本金	3,889
利益剰余金	12,318
自己株式	△156
その他の包括利益累計額	450
その他有価証券評価差額金	125
土地再評価差額金	471
為替換算調整勘定	△22
退職給付に係る調整累計額	△124
非支配株主持分	△0
純資産合計	16,501
負債純資産合計	38,179

(単位:百万円)

貸倒引当金

資産合計

(単位:百万円)

科目	金額					
売上高		39,200				
売上原価		31,130				
売上総利益		8,069				
販売費及び一般管理費		6,579				
営業利益		1,489				
営業外収益						
受取利息	5					
受取配当金	19					
為替差益	24					
保険差益	48					
その他	67	165				
営業外費用						
支払利息	60					
固定資産除却損	67					
災害による損失	45					
棚卸資産廃棄損	26					
その他	1	201				
経常利益		1,453				
特別利益						
訴訟損失引当金戻入額	50					
投資有価証券売却益	13	64				
特別損失						
訴訟損失引当金繰入額	107					
石綿健康障害補償金	41					
退職給付制度改定損	109	258				
税金等調整前当期純利益		1,260				
法人税、住民税及び事業税	171					
法人税等調整額	156	328				
当期純利益		931				
非支配株主に帰属する当期純損失(△)		△0				
親会社株主に帰属する当期純利益		931				

連結株主資本等変動計算書 (豊 2022年 4月1日)

連結株主資本等	連結株主資本等変動計算書 (量 2023年 3 月31日) (単位: 百万円)										
		株主資本									
	資本金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計							
当期首残高	3,889	11,735	△156	15,468							
当期変動額											
剰余金の配当		△349		△349							
親会社株主に帰属する当期純利益		931		931							
自己株式の取得			△0	△0							
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)											
当期変動額合計	_	582	△0	582							
当期末残高	3,889	12,318	△156	16,050							

		その		非支配			
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	株主持分	純資産合計
当期首残高	124	471	△91	△295	208	0	15,676
当期変動額							
剰余金の配当							△349
親会社株主に帰属する当期純利益							931
自己株式の取得							△0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	1	_	69	171	242	△0	242
当期変動額合計	1	_	69	171	242	△0	824
当期末残高	125	471	△22	△124	450	△0	16,501

(単位:百万円)

計算書類

貸借対照表 (2023年3月31日現在)

実旧が派 な(2023年3月31日)	児仕 <i>)</i>
科目	金額
資産の部	
流動資産	11,479
現金及び預金	1,661
受取手形	889
電子記録債権	1,268
売掛金	3,049
商品及び製品	993
原材料及び貯蔵品	8
前払費用	188
未収入金	544
短期貸付金	2,449
その他	573
貸倒引当金	△148
固定資産	17,773
有形固定資産	4,179
建物	363
構築物	28
機械及び装置	155
車両運搬具	0
工具、器具及び備品	97
土地	3,511
リース資産	20
建設仮勘定	1
無形固定資産	59
ソフトウェア	59
その他	0
投資その他の資産	13,534
投資有価証券	192
関係会社株式	12,551
出資金	7
従業員に対する長期貸付金	13
繰延税金資産	588
その他	181
貸倒引当金	△1
資産合計	29,253

	(単位・日万円)
科目	金額
負債の部	
流動負債	15,473
支払手形	744
買掛金	2,371
短期借入金	9,387
未払金	238
未払費用	511
未払法人税等	25
預り金	1,738
賞与引当金	141
設備支払手形	54
その他	259
固定負債	3,022
退職給付引当金	1,604
関係会社事業損失引当金	233
訴訟損失引当金	107
役員株式給付引当金	51
再評価に係る繰延税金負債	207
長期預り保証金	646
その他	170
負債合計	18,496
純資産の部	
株主資本	10,216
資本金	3,889
利益剰余金	6,483
利益準備金	248
その他利益剰余金	6,235
繰越利益剰余金	6,235
自己株式	△156
評価・換算差額等	540
その他有価証券評価差額金	68
土地再評価差額金	471
純資産合計	10,756
負債純資産合計	29,253

損益計算書 (自 2022年4月1日) 至 2023年3月31日)

(単位:百万円)

科目		金額					
売上高		15,335					
売上原価		9,892					
売上総利益		5,442					
販売費及び一般管理費		4,823					
営業利益		618					
営業外収益							
受取利息	20						
受取配当金	9						
業務受託料	26						
関係会社事業損失引当金戻入額	29						
その他	10	96					
営業外費用							
支払利息	65						
貸倒引当金繰入額	61						
その他	8	136					
経常利益		578					
特別利益							
投資有価証券売却益	13						
訴訟損失引当金戻入額	50	64					
特別損失							
訴訟損失引当金繰入額	107						
石綿健康障害補償金	41						
退職給付制度改定損	8	157					
税引前当期純利益		486					
法人税、住民税及び事業税	29						
法人税等調整額	42	71					
当期純利益		413					

(単位:百万円)

株主資本等変動計算書 (章 2022年4月1日) 2023年3月31日)

	株主資本										
	資本金	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計	自己株式	株主資本合計					
			繰越利益剰余金	州盆秋木並口司							
当期首残高	3,889	213	6,205	6,418	△156	10,151					
当期変動額											
剰余金の配当		34	△384	△349		△349					
当期純利益			413	413		413					
自己株式の取得					△0	△0					
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)											
当期変動額合計	_	34	29	64	△0	64					
当期末残高	3,889	248	6,235	6,483	△156	10,216					

		評価・換算差額等														
	そ 評	の他価	有差	価証額	券金	土差	地	再額	評	価金	評差	価額	· 等	換合	算計	純資産合計
当期首残高				7	'2				47	1				54	14	10,695
当期変動額																
剰余金の配当																△349
当期純利益																413
自己株式の取得																△0
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)				Δ	3					_				_	⁷ 3	△3
当期変動額合計					₇ 3					_				_	73	60
当期末残高				6	8				47	71				54	10	10,756

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2023年5月18日

株式会社エーアンドエーマテリアル 取締役会 御中

> EY新日本有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 渡辺力夫

指定有限責任社員 業務執行計員

公認会計士 唯根欣三

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エーアンドエーマテリアルの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エーアンドエーマテリアル及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を 行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際 して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記 事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査 人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備 を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2023年5月18日

株式会社エーアンドエーマテリアル 取締役会 御中

> EY新日本有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 渡辺力夫

指定有限責任社員業務執行計員

公認会計士 唯根 欣三

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エーアンドエーマテリアルの2022年4月1日から2023年3月31日までの第23期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に 係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、 我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を 行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記 事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第23期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、インターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて往査しました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社 およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項お よび第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制(内部統制シ ステム)について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて 説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等およびEY新日本有限責 任監査法人から当該内部統制の評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討項目については、EY新日本有限責任監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動 計算書および個別注記表)およびその附属明細書ならびに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計 算書および連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の 記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。 なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において有効である旨の報告を取締役等およびEY
- (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果 会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

新日本有限責任監査法人から受けております。

(3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2023年5月19日

株式会社エーアンドエーマテリアル 監査役会

 常勤監査役(社外監査役)
 毛利 裕 印

 常勤監査役
 中村 宏 之 印

 監 査 役(社外監査役)
 大 園 浩 一 印

以上

У -	ŧ				

第23回定時株主総会会場ご案内図



当社本店会議室(8階)

〒230-8511 横浜市鶴見区鶴見中央二丁月5番5号 TEL(045)503-5760(代表)



JR京浜東北線

鶴見駅下車

東口徒歩5分

京浜急行電鉄 🔒 京急鶴見駅下車

徒歩5分

(注) 当会場には駐車場がありませんのでご了承ください。







